

帯広市建築審査会条例の一部改正（素案）について

1 条例改正の概要

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第5次地方分権一括法）が平成27年6月に公布され、建築基準法の一部が改正されました。

これにより、建築審査会の委員の任期は条例に委任するとともに、条例の内容は国土交通省令で定める「参酌すべき基準」を参酌した上で定めることになりました。

これまで建築基準法では、建築審査会の委員の任期を2年としていましたが、帯広市建築審査会条例で定めるに当たっては、委員の適格性を一定期間ごとに確認する期間として、現状においては支障がないことから、国土交通省令で定める基準どおりとするものです。

2 改正条例（案）の概要

項目	国の基準（参酌すべき基準）	条例改正案（市の基準）
委員の任期	1 委員の任期は、2年とすること。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とすること。	国の基準どおりとする
	2 委員は、再任されることができること。	国の基準どおりとする
	3 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行うこと。	国の基準どおりとする

3 条例を改正する根拠法令

- ・建築基準法 第83条
- ・建築基準法施行規則第10条の15の7